

令和8年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

(訪問介護)
(訪問入浴介護)

県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課

説明項目

1. 訪問介護計画等の作成
2. 勤務体制の確保等
3. 業務継続計画(BCP)策定
4. 衛生管理等
5. 虐待の防止
6. 有料老人ホームにおけるサービス提供について
7. 介護報酬

1. 訪問介護計画等の作成

- (1) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。

1. 訪問介護計画等の作成

(3) サービス提供責任者等は、訪問介護計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていること。

また、その実施状況や評価についても説明を行うこと。

(4) サービス提供責任者等は、訪問介護計画を作成した際には当該訪問介護計画等を利用者に交付すること。

(5) サービス提供責任者は、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。

2. 勤務体制の確保等

- (1) 利用者に対し適切な訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めること。
- (2) 原則、月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を明確（辞令・労働条件通知書等）にしておくこと。

3. 業務継続計画（BCP）策定

【目的】

感染症・非常災害の発生時において、

- （1）利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するため
- （2）早期の業務再開を図るため

業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※ BCP … Business Continuity Plan

3. 業務継続計画（BCP）策定

（1）計画について

感染症にかかる計画

- 平時の備え
 - 体制整備
 - 感染症防止に向けた取組
 - 備蓄品の確保等
- 初動対応
- 感染拡大防止の確立
 - 関係機関との連絡体制
 - 濃厚接触者への対応
 - 関係者との情報共有等

災害にかかる計画

- 平常時の対応
 - 建物、設備の安全対策
 - ライフライン停止時の対応
 - 備蓄品の確保等
- 緊急時の対応
 - 体制整備
 - 業務継続時の優先順位
- 他施設や他機関との連携
 - 関係機関との連絡体制

3. 業務継続計画（BCP）の策定

(2) 定期訓練

- ・ 定期的（年1回以上）な研修及び訓練の実施
- ・ 業務継続計画の周知
- ・ 事業所内の役割分担の確認
- ・ 感染症や災害の発生を想定した演習

※ 感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練と一体的に実施することで差し支えない。

※ 訓練について、机上を含め実施方法は問わない。

(3) 計画の見直し

- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

4. 衛生管理等

- (1) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための対策を検討する「委員会」を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
 - 平常時の対策
 - 発生時の対応

4. 衛生管理等

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

①研修・・・感染対策の基礎的な知識の普及
事業所内の衛生管理の徹底

②訓練・・・実際に感染症が発生した場合を想定した
事業所内の役割分担の確認等

※ 訓練は、机上を含め実施方法を問わない

※ 記録を残すこと

5. 虐待の防止

(1) 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

- ① メンバーは管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- ② 記録（研修記録等）を残すこと。

5. 虐待の防止

(2) 虐待の防止のための「指針」を整備すること。

指針には次の①～⑨項目を盛り込むこと。

- ① 虐待の防止に関する基本的な考え方
- ② 法人や事業所内の組織に関すること
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待発生時の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待発生時の相談・報告体制に関すること
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関すること
- ⑦ 虐待等にかかる苦情解決方法に関すること
- ⑧ 利用者等に対する指針の閲覧に関すること
- ⑨ その他、虐待防止の推進のために必要なこと

5. 虐待の防止

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的
(年1回以上) に実施すること。

- ① 虐待等の防止に関する基礎的な知識の普及及び啓発
- ② 研修の記録には、開催日時、場所、出席者及びその
研修に使用した資料等を残すこと。

5. 虐待の防止

(4) (1) から (3) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めるのが望ましい。

(5) 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載すること。

6. 有料老人ホームにおけるサービス提供について

- 住宅型有料老人ホームに訪問介護事業所が併設されている場合、過剰なサービスが提供されていないか留意すること。
- 有料老人ホームと併設の訪問介護事業所の職員を兼務する場合、それぞれの勤務時間が明確に区分されているか定期的に点検するなど留意の上、管理すること。

7. 介護報酬

【令和6年度報酬改定（抜粋）】

（1）同一建物減算（訪問介護）

- ① **10%減算** 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
- ② **15%減算** 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者数が1月あたり50人以上
- ③ **10%減算** 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者
(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
- ④ **12%減算** 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービス提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合（②を除く）

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し①

概要

【訪問介護】

- 訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

【告示改正】

単位数・算定要件等

< 現行 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）



< 改定後 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
<u>④12%減算 (新設)</u>	<u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>

7. 介護報酬

【令和6年度報酬改定（抜粋）】

12%減算の適用あたり、半年に1度の届出が必要です。

【令和8年度】

	判定期間	届出月	減算適用期間
前期	令和8年3月～ 令和8年8月	令和8年9月 (～9月15日✕)	令和8年10月～ 令和9年3月
後期	令和8年9月～ 令和9年2月	令和9年3月 (～3月15日✕)	令和9年4月～ 令和9年9月

7. 介護報酬 【令和6年度報酬改定（抜粋）】

(2) 看取り連携体制加算（訪問入浴介護）

①利用者

- ・ 医師が一般的な医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者
- ・ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態や家族からの求め等に応じ、介護・看護職員等から利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者

②事業所基準

- ・ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの**連絡体制を確保**し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等による指定訪問看護等が提供されるよう、指定訪問入浴介護を行う**日時**等の調整を行っていること
- ・ 看取りに関する対応方針を定め、**利用開始の際に、利用者又はその家族の同意**を得ていること
- ・ 看取りに関する**職員研修**を行っていること

7. 介護報酬

【令和7年5月より適用】

(3) 「中山間地域等における小規模事業所加算」の算定要件の弾力化
(訪問介護)

- ① 「中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況) 」
→ 県内の事業所はすべて該当

- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況) 」
当分の間、前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね
200回以下であれば算定が可能
 - ・ 概ね200回は400回程度を想定
 - ・ 前年度の平均延訪問回数が600回以下でも算定可

7. 介護報酬

【令和7年5月より適用】

※中山間地域等における小規模事業所加算取得の留意点①

- 加算を算定することについて、利用者に事前に説明を行い、同意を得ること
- 平均延訪問回数を毎月記録するものとし、所定の回数を上回った場合（非該当になった場合）には届出の提出が必要
- 前年度の実績が6か月に満たない事業所は、直近3か月における1月あたりの平均延訪問回数を用いること

7. 介護報酬

【令和7年5月より適用】

※中山間地域等における小規模事業所加算取得の留意点②

- ・ 特定事業所加算（V）及び特別地域加算との併算定は不可
- ・ 加算の算定にあたり、県南局へ届出を行う場合には以下の書類を御提出ください
 - （別紙2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - （別紙1-1）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - （任意様式）平均延訪問回数がわかる書類

様式掲載先

岩手県公式ホームページ

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式等」

（ページ番号：1053372）

7. 介護報酬

【令和8年6月より適用】

(4) 介護職員等処遇改善加算（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護）

【算定要件】（賃金改善要件以外）

	①月額賃金改善要件	②キャリアパス要件Ⅰ	③キャリアパス要件Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦職場環境等要件			⑧令和8年度特例要件
	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円1人以上）	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化	生産性向上や協働化に係る取組
加算Ⅰイ	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—
加算Ⅰロ	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
加算Ⅱイ	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—
加算Ⅱロ	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○
加算Ⅲ	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—
加算Ⅳ	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—

7. 介護報酬

【令和8年6月より適用】

※⑤キャリアパス要件Ⅳについて

- ・ 例外（合理的な説明がある場合）
→小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要
職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により
直ちの賃金の引上げが困難 等
- ・ 「経験・技能のある介護職員」は勤続年数10年以上を基本としつつ、
各事業所の裁量において設定可能

※⑧令和8年度特例要件について（訪問系サービス）

以下のいずれかを満たすこと

- ・ ケアプラン連携データシステムに加入 + 実績報告
(加算申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能)
- ・ 社会福祉連携推進法人に所属していること